

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託 企画提案選考会実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
第5次越谷市総合振興計画後期基本計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 場 所
越谷市役所 政策課
- (3) 内 容
別添「第5次越谷市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 履行期間（予定）
契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで
- (5) 委託料限度額（税込）
46,000,000円（R6年度上限額：28,000,000円、R7年度上限額：18,000,000円）

2 参加できる者の形態

単体とする。

3 参加資格

- ①本市と契約締結の権限を有する者を置く者であること。
- ②令和5・6年度越谷市物品購入等入札参加資格者として、「集計・調査、企画研究、計画策定業務」の業種で登録がある者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ④参加申込書等受付の締切日から契約締結の日までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤参加申込書等受付の締切日から契約締結の日までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ⑥参加申込書等受付の締切日から契約締結の日までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。

⑦参加申込書等受付の締切日から契約締結の日までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に本市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本選考会に参加させることが適当と認める者であること。

⑧会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、参加申込書等受付の締切日において入札参加資格を有する者であること。

⑨本選考会に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

4 選考会実施スケジュール

		項目	日程
一次審査	参加申込書等提出	実施要領等の公表	2月26日（月）
		質問の受付	2月26日（月）から 3月6日（水）まで
		質問の回答	3月11日（月）
		参加申込書等の受付	2月26日（月）から 3月21日（木）まで
		一次審査結果の公表・通知	3月22日（金）
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	3月28日（木）
		二次審査結果の公表・通知	4月1日（月）
		見積書の提出及び契約	4月上旬頃

5 選考方法

◆【1次審査】企画提案書等の書面審査

本選考会の参加者が6者を超えた場合、次頁の評価基準により、企画提案書等を書面審査し、上位6者程度を選定する。

※審査の結果は、書面をもって通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

◆【2次審査】プレゼンテーション・ヒアリング

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、一次審査で選定した者について、企画提案書等及びこれらに基づくプレゼンテーション、ヒアリングの内容を踏まえ、以下の評価基準により審査を行う。

審査の結果、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者1者（以下、「最優秀者」という。）を委託予定業者とする。

※合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者のうち、見積金額が最も低い参加者を委託予定業者とする。この際、見積金額が最も低い参加者が複数ある場合は、越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。

※全ての参加者から適切な提案がない場合（下記の評価基準にある評価項目の合計配点の60%未満）は、候補者を選定せず、本選考会の手続きを中止する。

※審査の結果は、書面をもって通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

【評価基準】

評価項目		配点	着眼点
合計		100点	
基本事項	受託体制	10点	・本業務に係る体制
	受託実績	5点	・官公庁の業務受託実績
	見積金額	30点	委託料限度額に対する減額率 ※2年分の契約希望総額を評価 ※小数点以下は切り捨て 26%以上 30点 21%～25% 25点 16%～20% 20点 11%～15% 15点 6%～10% 10点 1%～5% 5点 0% 0点
業務委託に係る提案内容	計画の策定に係る調査分析 計画素案の作成に係る支援	20点	・人口推計及び財政計画等の策定手法 ・計画期間内に行う取組み及び事業の選定手法 ・前期基本計画の指標の検証手法 など
	会議等の運営	20点	・各会議等の実施体制 ・各会議等での意見集約の手法、工程 ・参加を促進するためのPR手法 など
	アンケート	10点	・調査票の設計に係る考え方 ・回答率向上のための取組み ・調査結果の集計、分析手法 など
その他	資料作成力・企画表現力	5点	・企画提案書のわかりやすさ ・プレゼンテーションでの説明のわかりやすさ

6 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年2月26日（月）から3月21日（木）まで

(2) 配布場所

市ホームページからダウンロードすること。

(3) 配布資料

- ・ 第5次越谷市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託企画提案選考会実施要領
- ・ 第5次越谷市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書
- ・ 第5次越谷市総合振興計画後期基本計画策定方針
- ・ 〔様式1〕質問書
- ・ 〔様式2〕参加申込書
- ・ 〔様式3〕見積書（市指定の書式）

7 質問方法

受付期間 令和6年2月26日（月）から3月6日（水）17時まで

提出方法 〔様式1〕質問書に必要事項を記入し、電子メールで提出
（政策課 E-mailアドレス：seisaku@city.koshigaya.lg.jp）

回答日時 令和6年3月11日（月） 17時から

回答方法 市ホームページで公表

※質問書の題名、質問内容には、特定の法人名や個人名を記入しないこと。

8 応募方法

受付期間 令和6年2月26日（月）から3月21日（木）17時まで（必着）

応募方法 提出書類を越谷市役所政策課窓口（本庁舎4階）へ直接持参又は郵送
※郵送とする場合は、書留郵便やレターパックなどによること。

提出書類 ①参加申込書（紙媒体〔様式2〕） 1部

②企画提案書（紙媒体〔任意様式〕） 6部

※企画提案書を保存した電子媒体（CD-RやDVD-Rなど）も1部提出すること。

なお、データの形式はPDFとする。（Word、Excel、PowerPointも可）

③見積書（紙媒体〔様式3〕） 1部

④見積明細書（紙媒体〔任意様式〕） 1部

◎提出書類作成要領

(1) 企画提案書への記載事項

- 企画提案書の作成にあたっては、仕様書及び計画策定方針をよく参照のこと。
- 企画提案書の構成は、以下の項目を基本とし、適宜、貴社の独自項目を加えること。

- ①受託体制（従事職員の職位、所持資格、役割分担及び兼任の有無等）
- ②受託実績（官公庁の業務受託実績）
- ③本業務に係る企画提案

① 計画の策定に係る調査分析、計画素案の作成に係る支援

[提案書に記載するポイント]

- ・人口推計及び財政計画等の策定手法
- ・EBPMの考え方に基づく、計画期間内に行う取組み及び事業の選定手法
- ・前期基本計画の達成指標、活動指標の検証手法

② 会議等の運営

[提案書に記載するポイント]

《地区まちづくり会議》

- ・実施体制

《市民懇談会》

- ・実施体制

- ・オンライン意見集約ツールの概要及び運用管理

- ・開催回数及びこれに応じた意見集約の手法、工程

※懇談会のテーマ・内容は、前期基本計画における大綱1～6の分野を網羅すること。

- ・参加者募集及びPRの手法

《若者まちづくり懇談会》

- ・実施体制

- ・若者が意見を述べやすい会議の手法

- ・意見集約の手法、工程

※懇談会のテーマ・内容は、前期基本計画における大綱1～6の分野を網羅すること。

- ・参加者募集及びPRの手法

③ アンケート

[提案書に記載するポイント]

- ・調査票の設計に係る考え方
- ・回答率向上に向けた取組み
- ・EBPMにつながる集計、分析方法

(2) 見積書作成に係る注意事項

①委託料限度額（税込） 46,000,000円

(R6限度額：28,000,000円、R7限度額：18,000,000円)

※見積金額が委託料限度額を超えた場合は、本選考会への参加を無効とし、失格（選定対象からの除外）とする。

②見積書には、件名、見積金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。

③見積金額は、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、2年分の契約希望総額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

④見積書には、必ず契約希望総額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。

※見積書に記載する見積金額と見積明細書に記載する合計金額（2年分の契約希望総額）は一致しない。

※①で掲げた各年度の限度額を踏まえた明細とすること。

⑤見積明細書の様式は問わない。

⑥見積書及び見積明細書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。

9 プレゼンテーション・ヒアリング

日 時 令和6年3月28日（木） 9時30分～17時
（持ち時間 プレゼンテーション：20分、ヒアリング：10分）

会 場 越谷市役所 本庁舎4階会議室

機 器 プレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンは、本市が用意する。

※詳細な集合時刻や集合場所については、参加者へ別途通知する。

【プレゼンテーションに係る留意事項】

- (1) 原則非公開で行うものとする。
- (2) 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とする。
- (3) 説明は企画提案書に記載した内容に限る。
- (4) プレゼンテーションには、提出した企画提案書の拡大パネル（A1判）、PowerPoint等のスライド又はその両方を使用することができる。
提出後に提出書類の内容は修正できないが、スクリーンに投影するための編集（PowerPointやPDFデータへ修正するなど）を行うことは可とする。
- (5) 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、失格とする。

10 契約の締結

最優秀者を委託予定業者とし、提案内容に基づき、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

11 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格とする

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と応募の意思又は提案内容について相談を行った場合
- (3) 委託予定業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- (6) 提出された企画提案書等に虚偽又は不正があった場合
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合
- (8) 二次審査の結果通知までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合

12 その他

(1) 辞退について

プレゼンテーション・ヒアリング(二次審査)に選定された者が辞退する場合は、書面(書式自由。ただし、A4判とする。)により、令和6年3月25日(月)必着で越谷市役所政策課窓口へ直接持参、郵送又は電子メールにより通知すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務受注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 応募に係る費用について

参加申込書、企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への出席に係る費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出期限以降の差し替え等について

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。

また、企画提案書に記載した配置予定者を変更することは原則として認めない。

ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ本市から承諾を得るものとする。

(4) 提出書類の市での取扱いについて

- ①提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ②提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は複写等）することができるものとする。
- ③提出書類及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(5) 審査結果について

選考委員会における評価等審査内容は市ホームページで公表する。

(6) 委託契約締結までの留意事項

選定委員会において、最優秀者として決定した者は、契約の相手方として最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

また、本業務の委託契約は、令和6年度当初予算の成立が条件となることから、予算が成立しなかった場合には、契約の締結は行わない。この場合、参加者からの損害賠償請求には一切応じないこととする。